

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を 改正する案に対する意見の募集



環境省は、悪臭防止法施行規則第5条の特定悪臭物質の測定方法について定めた「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月環境庁告示第9号)の一部を改正する案についてまとめ、令和元年10月25日から11月23日までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行いました。改正案では、特定悪臭物質のうち、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン及びキシレンの6物質について測定が可能な分析手法を新たに追加するため、所要の改正が行われており、令和元年12月頃に公布・施行予定です。

<改正案の概要>

- (1) イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンの5物質について、敷地境界線における濃度の測定方法及び気体排出口における流量の測定方法としてガスクロマトグラフ法を新たに別表第9として追加する。
- (2) イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン及びキシレンの6物質について、敷地境界線における濃度の測定方法及び気体排出口における流量の測定方法としてガスクロマトグラフ質量分析法を新たに別表第10として追加する。

当社では悪臭の測定についても長年の実績があります。ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2019年10月25日付 電子政府の総合窓口

分析技術箇所 金井佑生

